

(書式 2 - 1)

移行型任意後見契約書

移行型任意後見契約書

委任者である〇〇〇〇を甲、受任者である〇〇〇〇を乙として、甲乙間に次のとおり、契約を締結する。

第 1 委任契約

(目的)

第 1 条 甲は乙に対して平成〇〇年〇〇月〇〇日をもって甲の身上看護及び財産の管理に関する事務（以下、「委任事務」という。）を委任し、乙はこれを受任する。

(任意後見契約との関係について)

第 2 条 1 本契約締結後において、甲が任意後見契約に関する法律第 4 条第 1 項に定める要件に該当する状況となり、乙が同法所定の後記第 2 に定める任意後見契約による後見事務を行うことを相当と認めたときは、乙は管轄の家庭裁判所に対し任意後見監督人の選任を請求する。

2 前項の任意後見契約につき任意後見監督人が選任され、同契約の効力が生じたとき本契約は終了する。

(委任事務の範囲)

第 3 条 1 甲は別紙代理権目録記載の後見事務を乙に委任し、当該後見事務処理に必要な代理権を授与する。

2 乙は、本件委任事務を処理するにあたっては、原則として、甲が自ら決めたところに従って行うものとする。

但し、甲の判断能力が低下し、不適合な判断するようになったときは、甲の福祉充実に寄与するように、乙自身の責任と判断で委任事務を行うものとする。乙は、甲の判断能力の低下につき、医療関係者等の意見を

よく聞くこととする。

(連絡)

第4条 甲は乙に対し、毎月1回、生活状況と健康状態につき、電話で連絡する。

(面接)

第5条1 乙は、前条の連絡を補完するため、6ヶ月に1回を目途として、甲と面接するものとする。

2 具体的な面接日時は、甲と乙との相談により、その都度適宜定める。

(見守り義務)

第6条 乙は、本件委任事務の遂行及び第4条の連絡及び第5条の面接を通じて、家庭裁判所に対して任意後見監督人選任の請求をなすべきか否かを常に判断しなければならない。

(預金通帳等の引き渡し)

第7条1 甲は乙に対して別紙預け品目録記載の預金通帳等の品物を乙に引き渡す。乙は甲から引き渡しを受けたものを善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

2 乙は、第1項記載の品物を預かった際に預かり書を甲に交付するとともに、3ヶ月ごとに管理の状況を甲に書面で報告するものとする。

(費用負担)

第8条1 本件委任事務を処理するにあたり必要な費用は甲の負担とする。

2 乙は自己が管理する甲の財産の中から前項の費用を直接受け取ることができる。

(報告)

第9条1 乙は甲に対して、本件委任事務の状況について〇ヶ月ごとに書面をもって報告する。

2 甲は必要と認めるときは、いつでも乙に対して前項の報告を求めることができる。

(報酬)

第 10 条 1 甲は乙に対して、本件委任事務の報酬として毎月末日限り金〇〇〇〇円の報酬を支払う。

2 乙はその管理する甲の財産の中から、前項に定める報酬を直接受け取ることができる。

(契約の解除)

第 11 条 1 甲乙はいつでも本契約を解除できる。

2 前項による解除があったときは、乙はその保管する甲の品物を直ちに甲に返還すると共に委任事務の顛末を甲に報告する。

(契約の終了)

第 12 条 本契約は甲又は乙が死亡又は破産し、もしくは乙が後見開始の審判を受けたときは終了する。

第 2 任意後見契約

(目的)

第 1 条 甲は乙に対して、任意後見契約に関する法律に基づき、同法第 4 条第 1 項に定める要件に該当する状況における甲の身上看護及び財産の管理に関する事務（以下、「後見事務」という。）を委任し、乙はこれを受任する。

(契約の効力発生時期)

第 2 条 1 本契約は任意後見監督人が選任されたときからその効力を生じる。

2 甲乙の本契約の効力発生後における法律関係は本契約に定めるもののほか任意後見契約に関する法律及び民法の定めによる。

(委任事務の範囲)

第 3 条 甲は別紙代理権目録記載の後見事務を乙に委任し、当該後見事務処理に必要な代理権を授与する。

(委任者の意思の尊重と配慮義務)

第 4 条 乙は、本件後見事務を処理するに当たっては、甲の意思を最大限尊重するものとする。そのため、2 ヶ月に 1 回を目途として甲と面接するものとし、その他医療関係者から甲の心身の状態につき適宜説明を受ける

等して、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めなければならない。

(預金通帳等の引き渡し)

第5条1 甲は乙に対して別紙預け品目録記載の預金通帳等の品物を乙に引き渡す。

2 乙は前項の規定により甲から引き渡しを受けたものを善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

3 乙は、第1項記載の品物を預かった際に預かり書を甲に交付するとともに、3ヶ月ごとに管理の状況を甲に書面で報告するものとする。

(費用負担)

第6条1 本件後見事務を処理するにあたり必要な費用は甲の負担とする。

2 乙は自己が管理する甲の財産の中から、前項の費用を直接受け取ることができる。

(報告)

第7条1 乙は甲及び任意後見監督人に対して、本件後見事務の状況について〇ヶ月ごとに書面をもって報告する。

2 乙は、甲又は任意後見監督人から求められた場合は、いつでも速やかにその該当事項につき報告する

(報酬)

第8条1 甲は乙に対して、本件後見事務の報酬として毎月末日限り金〇〇〇〇〇円の報酬を支払う。

2 乙はその管理する甲の財産の中から、前項に定める報酬を直接受け取ることができる。

3 甲の生活状況・健康状態や経済状況の変化等により報酬額が不相当になった場合は甲乙は任意後見監督人と協議してこれを変更し、甲がその意思を表明できないときは乙は任意後見監督人の同意を得て変更できる。

4 前項の変更契約は公正証書による。

(契約の解除)

第9条1 甲乙は任意後見監督人選任前はいつでも公証人の認証を受けた書面によって本契約を解除できる。

2 甲乙は任意後見監督人選任後は正当な事由ある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て本契約を解除できる。

3 前2項による解除があったときは、乙はその保管する甲の品物を直ちに甲に返還すると共に委任事務の顛末を甲に報告する。

(契約の終了)

第10条 本契約は以下の事由が生じたときは終了する。

- (1) 甲もしくは乙が死亡又は破産したとき
- (2) 甲が後見開始・補佐開始・補助開始の審判を受けたとき。
- (3) 乙が後見開始の審判を受けたとき

以上の契約の成立を証するために、本契約書2通を作成し当事者各自署名のうえ当事者各自1通を保有するものとする。



平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

代理権目録

- 1 甲所有の全財産の管理・変更・処分に関する事項
- 2 金融機関・保険会社・証券会社との取引
- 3 定期的収入の受領およびその手続き
- 4 定期的支出の支払いとその手続き
- 5 日常生活費の管理と物品購入
- 6 介護に関する契約締結・変更・解除および費用の支払い
- 7 要介護認定申請・認定承認・異議申立
- 8 医療関係の契約締結・変更・解除および費用の支払い
- 9 復代理人の選任
- 10 以上の事項に関連する一切の事項

預かり品目録

- 1 別紙不動産目録記載（省略）の不動産の登記済み権利証
- 2 別紙印影目録記載（省略）の印鑑
- 3 印鑑登録カード
- 4 別紙カード目録記載（省略）のカード
- 5 別紙預貯金目録記載（省略）の預貯金通帳
- 6 別紙有価証券目録記載（省略）の有価証券

解説

(第1条)

第2の任意後見契約の部分は任意後見契約に関する法律3条により公正証書によってしなければならないので全体を公正証書としておくべきである。

(第2条)

任意後見契約は家庭裁判所による任意後見監督人が選任されたときからその効力が生じる。(任意後見契約に関する法律第2条1号参照)

(第9条)

任意後見契約に関する法律第9条の規定による。

Asahi Chuo

(印紙)

本件の契約書には、印紙は不要である。

